

石炭対策特別委員會議録 第十一号

昭和三十七年二月二十七日(火曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事齋藤 憲三君 理事岡田 利春君

理事多賀谷眞穂君 理事中村 重光君

白濱 仁吉君 中村 幸八君

濱田 正信君 井手 以誠君

滝井 義高君 松井 政吉君

渡辺 惣蔵君

出席政府委員

通商産業政務次 森 清君

通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長)

通商産業技官 久良知章君

委員外の出席者

(大臣官房審議 長)

通商産業事務官 井上 亮君

(石炭局長政課 長)

本日

の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出第七六号)

産炭地域振興事業団法案(内閣提出

第七七号)

○有田委員長

これより會議を開きます

す。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置

法の一部を改正する法律案及び産炭地

域振興事業団法案を議題として、前会

に引き続き質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを
許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 たいま面案が当委
員会に付託をされておりますが、私は
主として産炭地域振興事業団法案につ
いて質問をいたしたいと思います。

産炭地域振興法に基づいて今回産炭地
域振興事業団法案が提案をされておる
わけでありまして、産炭地域振興法を私
どもが討議をした場合に、産炭地域の
振興に対するいわれる考へ方の問題、
これがやはり一番論議の焦点ではな
かったか、このように私は記憶いたし
ております。というのは、この産炭地域
振興事業団法案の内容を見ますと、特に
この立法の目的に、著しく疲弊した産
炭地域において新しく鉱工業をまず計
画的に開発をするのである、さらにま
た、当該地域の鉱工業の振興のために
必要な仕事をするのであるということが
規定をされておるわけです。しか
し産炭地域振興法の目的を見ますと、
あながちこの事業団法の目的と一致し
ていないわけです。この辺の理由とい
うのは、産炭地域振興法の場合には、当
初予算要求の場合にも問題になりまし
たように、いわゆる九州の筑豊炭田に
大々的な低品位炭の火力発電を設置を
する、しかも、そこからほとんど高圧
送電によって関西に電気を送る、こう
いう構想、あるいはまた、当初予算要
求の中に示された関西電力区域内にお
いて揚地発電所を作つて、これを産炭
地事業団がやる、こういうような構想

も実はありましたのでありますが、そ
の後この構想がつぶれて、それは電力
と石炭の長期取引協定の中にゆだねら
れる、実はこういう経過があったわけ
です。この振興法の目的と事業団法の
目的がこのような違つておるといふの
は、そういう事情というものを反映し
ておるのかどうか。あるいはまたこれ
以外に、従来振興法を審議する場合と
事業団法を出す場合との時期のズレに
よつて、それぞれ考へ方が変わつてき
たのか、この点についてまず経過を承
りたいと思つておるわけです。

○森(清)政府委員 御指摘のように、
いわゆる産炭地発電等は、常識的に考へ
まして、産炭地の振興をはかるため
には非常に格好な事業でもございま
すし、そのことをわれわれといたしまし
ても実現すべく終始努力をしてきたの
でありますけれども、今までも何べん
もお答え申し上げましたように、産炭
地発電そのものの経済的な効果とかい
うふうなものを考えましたときに、相
当まだまだ研究しなければならぬ面も
たくさんございまして、あわせて、そ
れらのことを研究している途上におき
まして、電力関係におきましては、そ
うした事業は自分たちの手によつてそ
れは完成していった方がより有効では
ないかという意見も強力に出て、そ
ういう意見の開陳もございましたので、
そういう形において彼此融通し合い、
相助け合つていく方がより効果的と思
われましたので、私もその意見に
賛成して今日に至つておるわけであり

まして、しかし産炭地地域振興事業団
というものは、発電所関係だけは確か
に電力界におまかせするといつたしま
しても、その他の事業全般にわたつて
はこの事業団がやることになつてお
りますので、最初の構想と大した変化
はないと存じます。

○岡田(利)委員 焦点をしばつてお話
し申し上げますと、炭産地振興法の場
合には、特に「産炭地域における鉱工
業等の急速かつ計画的な発展と石炭需
要の安定的拡大を図る」といふのが産
炭地振興法の目的で示されておるわけ
なんです。ところが事業団法の中に
は、需要の安定的拡大をはかるという
、この趣意が除かれておるわけ
です。この趣意というものは、一見すれ
ば、先ほど言つたように、予算要求の
過程をめぐつて産炭地発電という構想
が後退をした、今次官が答弁された方
向に通産省として踏み切つたという理
由だけで、この石炭需要の安定的拡大
をはかるということが除かれたのかど
うかということが、問題になつてくる
と思うのです。しかし当初通産省が打
ち出した、需要地において揚地発電所
を作つて、これに事業団が出資をして
いく、事業団が発電所の建設をはかる、
そうして需要の安定的拡大をはかる、
という構想はつぶれたとしても、私はや
はり産炭地における発電というものは、
九州または北海道あるいはまた常磐、
山口地帯において大口の発電所を作つ
て、これを需要地に送るといふ構想が
後退しても、地域内においては当然産

炭地発電ということが考へられてく
るし、すでに数個所話題にも上つて
おるわけですから、そう考へてくる
と、この場合に事業団として、そうい
う産炭地発電というものをやるという
根拠をこの目的からはすすというこ
とは、私はどうも解せないわけなん
です。この点事業団法を作るにあつて
の構想は、そういうものを含んでおる
のかいなのか。含んでおるとすれ
ば、振興法の目的である需要の安定的
拡大という面は、当然事業団の目的に
も付加されなければならぬ問題ではな
からうか、こういうふうに私は考へる
わけです。もちろん、今私は電力だけ
の問題を取り上げて言つておりますけ
れども、概して産炭地域にはある数個所
の炭鉱がつぶれて、ある数個所の炭鉱
が残つておる、あるいはまた開発でき
得る炭層が賦存しておる、こういうよ
うな条件もあるものでありますから、そ
うしますと、単に産炭地発電以外にお
いても、石炭をある程度使う工業の開
発というものが優先されなければなら
ぬのではないか、こういう点も実は考
えられてくるわけです。ですから、目
的というものは、やはりこれからの事
業を律するし、この法の運用及び範圍
というものをものさすからきめていく
問題であると思つておるのです。非常
に大事なポイントじゃないか。こうい
う点で、今回の産炭地振興事業団法の
目的について、特にその点について
の構想がどうなのか。どういふことを
一体これからの事業として想定をして

炭地発電というものが考へられてく
るし、すでに数個所話題にも上つて
おるわけですから、そう考へてくる
と、この場合に事業団として、そうい
う産炭地発電というものをやるという
根拠をこの目的からはすすというこ
とは、私はどうも解せないわけなん
です。この点事業団法を作るにあつて
の構想は、そういうものを含んでおる
のかいなのか。含んでおるとすれ
ば、振興法の目的である需要の安定的
拡大という面は、当然事業団の目的に
も付加されなければならぬ問題ではな
からうか、こういうふうに私は考へる
わけです。もちろん、今私は電力だけ
の問題を取り上げて言つておりますけ
れども、概して産炭地域にはある数個所
の炭鉱がつぶれて、ある数個所の炭鉱
が残つておる、あるいはまた開発でき
得る炭層が賦存しておる、こういうよ
うな条件もあるものでありますから、そ
うしますと、単に産炭地発電以外にお
いても、石炭をある程度使う工業の開
発というものが優先されなければなら
ぬのではないか、こういう点も実は考
えられてくるわけです。ですから、目
的というものは、やはりこれからの事
業を律するし、この法の運用及び範圍
というものをものさすからきめていく
問題であると思つておるのです。非常
に大事なポイントじゃないか。こうい
う点で、今回の産炭地振興事業団法の
目的について、特にその点について
の構想がどうなのか。どういふことを
一体これからの事業として想定をして

炭地発電というものが考へられてく
るし、すでに数個所話題にも上つて
おるわけですから、そう考へてくる
と、この場合に事業団として、そうい
う産炭地発電というものをやるという
根拠をこの目的からはすすというこ
とは、私はどうも解せないわけなん
です。この点事業団法を作るにあつて
の構想は、そういうものを含んでおる
のかいなのか。含んでおるとすれ
ば、振興法の目的である需要の安定的
拡大という面は、当然事業団の目的に
も付加されなければならぬ問題ではな
からうか、こういうふうに私は考へる
わけです。もちろん、今私は電力だけ
の問題を取り上げて言つておりますけ
れども、概して産炭地域にはある数個所
の炭鉱がつぶれて、ある数個所の炭鉱
が残つておる、あるいはまた開発でき
得る炭層が賦存しておる、こういうよ
うな条件もあるものでありますから、そ
うしますと、単に産炭地発電以外にお
いても、石炭をある程度使う工業の開
発というものが優先されなければなら
ぬのではないか、こういう点も実は考
えられてくるわけです。ですから、目
的というものは、やはりこれからの事
業を律するし、この法の運用及び範圍
というものをものさすからきめていく
問題であると思つておるのです。非常
に大事なポイントじゃないか。こうい
う点で、今回の産炭地振興事業団法の
目的について、特にその点について
の構想がどうなのか。どういふことを
一体これからの事業として想定をして

この目的がきめられたのか。この点具體的に、事務局でも検討することからお答え願いたいと思います。

○今井(博)政府委員 石炭需要の安定の拡大という文句が入っておりませんが、必ずしも産炭地発電をやらぬから取ったというわけではございません。従って臨時措置法の目的と産炭地事業団の目的と、表現は異なっておりますが、基本的には違わない、われわれはこう考えております。今度の産炭地振興事業団は、御指摘のように、事業として考えております中に、産炭地発電、これは広義の意味の揚地へ超高压で送るといふ産炭地発電のみならず、現地において産炭地での発電をやる、現地の需給を考慮しての産炭地発電をやるということ、産炭地事業団では一応考えておりません。しかし一般に産炭地でもって工業を振興するということを考えておりますので、そうしますと、工業が振興すれば相当電力需用が起るわけでありまして、この産炭地発電をだれがやるかは別として、電力需用が起れば、相当石炭の需要というものが拡大されることになるわけでありまして、石炭需要の安定的な拡大にもそれは通ずる問題であります。従って、産炭地振興法の中に石炭需要の安定的拡大を書き、事業団法の中にこの文句を除きましたことは、そう大きな意味を持つわけではございませんので、産炭地発電をやるかやらぬかこの文句が入ってくるというふうには、直接関連を持って考えておりません。

○岡田(利)委員 答弁としては今の答弁をそのまま理解すれば理解できると思いますが、しかし産炭地振興法を

討論する場合に、これらの問題が非常に浮き彫りされて討論をされておるわけですね。しかも通産省としては今年度予算で、大蔵省に揚地発電所の建設について予算要求をしておる、こういう経過があって、しかもそれが電力会社と石炭側との長期取引で、三百万トン石炭をよけい将来引き取るというところで撤回をされた。こういう経過があるので、私はやはり相当な違いではないか、こう理解するのは、経過からいっても当然ではなからうか、こういう感じがするわけですね。それと今局長が言われたように、そういう場合、揚地発電所以外の産炭地発電は考えていないということを確認に答弁されておるようになっているわけであり、けれども、しかし現実の問題として、常磐には常磐の共同火力が存在しておる、あるいは九州においては九社の共同火力というものが今日着工され、さらに第二期工事にかかるという状態にある。さらにまた趨勢として考えてみますと、そういう共同火力の建設を促進していく、こういう意向も実はあるわけですね。ですから、このように考えて参りますと、発電所がどうして共同火力でなければならぬというところにはならぬでしうけれども、電力会社がやるというのであれば、それはそれでけっこうな話でしうけれども、しかしながら、そういう場合も全然想定されないということがはたして明言できるかどうかということになる、私は相当疑問があると思うのです。共同火力というものがやはり将来とも、現実には許可されておるわけでありまして、そういうことが認められておるといふ前提に立ちますと、これ

は単に現在石炭資本から出資をさせることもけっこうでしうけれども、むしろ事業団としてもこの面について十分考えていく、こういうことが事業団設置の趣旨からいっても、私は当然考えられなければならない問題点だと思います。ですから、この目的というものは、そういう意味で事業の範囲に影響する非常に大きな問題だと思ふのです。たとえば、もし局長が言うように、それは同じ意味である、別に実質上変わりはないのだということであるならば、振興法の目的である、産炭地における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭の需要の安定的拡大をはかるため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうとした方が、振興法と事業団法の関連からいっても、また、われわれが非常に疑問点として思っているそういう面についても解消できるでしうし、しかも先ほど来私が主張しておるような点も、この法案の中に生かされてより明確になつてくる、こういう場合には私は理解するわけですが、この点も少し詰めてお答え願いたいと思ふわけですね。

○今井(博)政府委員 ただいま私が答弁いたしましたのは、法律的な観点から主として答えたわけでございます。実際問題とすると、岡田先生の御指摘のように、相当大規模な産炭地発電をこの産炭地振興事業団がやるのだというところになりますれば、これはそういう意味において石炭の需要の安定的拡大というものをよく浮き彫りにいたしますので、あるいは目的に入つたかと思ひますが、しかしそれを入れなくても、そういうものは一応やり得る、目的として法律的には読み得るようになっておるということを申し上げたわけでありまして、実際問題として、産炭地発電を事業団が相当大規模にやるのだということになりますれば、そういうことをはっきりさせる意味においてさらに目的に追加させるということには、実際問題としては考え得ると思ひますが、ちょっと私の答弁が多少法律的に過ぎたかもしませんが、法律的にはそういうものも読み得るようになっておるというところをお答えした次第です。

○岡田(利)委員 この産炭地振興事業団法は、産炭地振興法を根拠として、事業団実施の面を事業団法というもので提起されておるわけですから、それであるならば、やはりその目的でも、振興法の目的とこの事業団法の目的というものが合致していても何ら問題がないでしうし、むしろその方がより明確になるのではないかと、私はこういう感じを持つておるわけですね。それから特にこの目的の中に、当該地域における鉱工業等の振興をはかるということがあるわけなんですが、この鉱工業の鉱のうちに炭鉱が含まれておるのかどうか。これはメタルと石炭とあるわけですが、鉱工業の鉱には石炭が入つておるのかどうか、この点について見解を承りたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 石炭は入つております。

○岡田(利)委員 その問題はまたあとに譲ることにいたしましたので、もう一つここで詰めてお聞きしておきたいのですが、先ほど需要の安定的拡大という面について二、三やりとりしておいたわけですが、この点はさらに保留をしておいて、この論議を深めていきたいと思ひます。

そういったしますと、産炭地域において、たとえ工場を誘致するとか、鉱業を開発するとか——ところが現在ポイラー規制法が存在をして、三十八年の十月までは、設置ポイラーについては、ポイラー規制法の方で規制ができては、ポイラー規制法で、今のポイラー規制法でもザル法で、小型ポイラーについてはほとんど対象にはならぬ、こういう弱点を持つておるわけですね。そういったしますと、産炭地域において、周辺には炭の出るところもあるわけですから、そこに工場がきた場合には、そういう小型ポイラーなどの場合には、ポイラー規制法だけでは規制ができてないという面が実は出てくるわけですね。趣旨からいいますと、需要の安定的拡大という面もあるわけですね、安定的確保という面もあるわけですね、政府がせっかく産炭地域振興のために工場誘致をするのに対して、資金の融資なりあるいは助成措置なりをとっていく場合において、やはり将来とも石炭を動力源として使ってもらう、そういう油を使うか石炭を使うかという場合は、石炭を使ってもらうという趣旨に立つことがきわめて当然ではないかと私は思いますが、その考え方はどうなのか。しかもポイラー規制法は、三十八年の十月で切れるという問題がある。業務方法書の方では、そういう産炭地事業団が、工場誘致等について、いろいろ敷地の整備とか、あるいはまた建物等について、いろいろ助成もしくは融資をするというふうな場合に、そういう規制というものを業務方法書でもって考えていくという前提があるのか、そういう点についてはどういうものでしょうか。

○今井(博)政府委員 このポイラー法との関係は、御指摘のように、現在小型ポイラーその他ははずれておりますから、重油ポイラー制限法でもってはずれておるところを、この産炭地振興法または事業団法で特に規制するということは、建前としてはできない。ただし実際に土地の造成とか融資等で事業団がいろいろ仕事をやる場合には、そういう条件をつけるということは、これは実際の問題として可能だと私は思います。

○岡田(利)委員 条件をつけることは可能であるけれども、しかし、そのことをある程度恒久的に規制をすることはできないわけですね。この問題については、あとから業務方法書等の質問の際に再度質問したいと思っております。これも、もう少し詰めて議論する必要がありますのではないかと考えておるわけです。

次官にちょっとお尋ねしておきたいと思いますが、先ほど申し上げました産炭地発電をして、需用地に対して高圧送電をするという構想は、むしろそれは揚地発電でやった方が安いという計算が、通産省で実はなされたわけですね。私は、この問題の取り扱いは非常に近視眼的な取り扱い方ではないか、こういう見解を実は持つておるわけなんです。というのは、高圧送電というのは、単に産炭地で発電をして、たとえば関西なら関西にまで送るということだけを考えるから、そういう計算が成り立つと思ふのですが、しかし電力の長期計画の中では、昭和四十年までには大体九州から大阪までは四十万ボルト程度の高圧送電を布設をす

る、こういう計画があつて、昭和四十五年までの全国の電力の高圧送電関係の計画というものが、すでに大体組み立ておるわけなんですね。そういったしますと、この高圧送電というのは、将来の広域行政の面から見れば、どうして日本の電力行政としてこの問題を取り上げて、これを着実に計画的に実施をしなければならぬ、こういう宿命を実は持つておるわけなんです。ですからこの高圧送電というのは、単に産炭地で発電をして需用地まで送るというだけのものではなくして、この及ぼす効果というものは非常に私は大きいものがあると思うのです。日本の電力行政としては、当然高圧送電の関係を整備していかなければならぬわけなんです。それから、そういう電力行政全体の面からとらえた場合に、はたしてああいう近視眼的な結論というものが正しいかどうかということになる

炭地発電の方がむしろやはり有効である、しかも電力料金についても割安であるという結果になるのではないかと、実はこういう気がするわけなんです。この点特に検討してもらいたいというところ、特に見解があれば承つておきたい。

と、私はやはりこれは問題があると思ふのです。ですから一応長期取引で三百萬トン引き取る、こういつておりますけれども、産炭地で発電いたしますと、産炭地振興に役立つわけなんです。ですから私は、その問題はその問題として別にして、そういう長期的な電力行政あるいは長期的な高圧送電の長期計画等から考えて、この及ぼす効果というものをわけ加えてやはり検討してしめるべきではないか、こういう見解を持つておるわけなんです。このことは直接今すぐ計算で数字がびんとは出ないでしるけれども、実際問題としてすでにそういう計画があるわけなんです。これは相当な効果を及ぼして、結局将来、今すぐでなくとも、産

炭地発電がよろしいかという問題は、いわゆる現在のようないくつか問題に京阪神地区において相当の需用があるというところ、たとえば九州からその需用地である京阪神地区に電力を持つてくる場合には、産炭地に発電所を作つて高圧送電線で持つてくるといふようなことになる、非常に不経済であるし、なかなか不可能なことであるという結論が出たのでありまして、ただこれは現状の場合、京阪地区というふうなものを対象としたときにはそういうものが出るわけでありまして、しかし私は日本のこれから先の工業的な発展等を考えたときに、あながちいついかなるときでも需用地は京阪地区に限られていくことは言い得ないのではありません。将来九州地方も大いに工業的にも発展してくるでしょうし、そういう状況におきましては、やはり産炭地発電なんというものも一応考えなければならぬ事態がくるのじゃないか、こう考えるわけでありまして、そこで通産省といたしましては、現状におきましては産炭地発電はなかなか困難であるけれども、従つて揚地発電の方がいいんだという結論は、これはただ現在のこの情勢においてはという前提に立つものでございします。

○岡田(利)委員 では次に議論を進めたいと思うのですが、本法の第三条の「事業団は、主たる事務所を東京都に置く。」なお従たる事務所を必要な地域に置く、こういうことになつておるわけですが、当面、今度の予算要求等の関連からいって、従たる事務所はどこに置くかを方なのか。この点もし具体的に検討されておればお知らせ願いたい。

○今井(博)政府委員 さしあたりは九州に事務所をまず設置しよう、こう考えております。

○岡田(利)委員 事業団の初年度は当面筑豊炭田を主体にして、筑豊炭田の産炭地域の振興をはかるというところに重点が向けられることは、私も実は承知をいたしておるわけですね。しかしながら、それは主としてということであつて、全国の、北海道あるいは常磐等においても、それぞれ産炭地域の振興について、いろいろ、それぞれ地域において計画も立案されておるようです。私の手元に、北海道関係の産炭地域振興の企業誘致の問題あるいは団地造成等の問題について、資料が実は来ておるわけです。そういう動きが、振興法制定以来ずいぶん活発になつてきておりますし、具体的にその実施計画等について詰めておる、こういう事情も実はあるわけですね。そういうことは、今年度の予算でさまざまない得ないとしても、来年度予算等に關係も出てくるし、あるいはまた当然それらの動向についての確に把握をするということも、これは今から必要な問題でもありましようし、あるいはまた、主たる事業は筑豊炭田に及ぼすとしても、従たるものとして、部分的にはやはり北海道や常磐というふうな場

ら構想をして、腹づもりをしておかなければ、この法律ができて、いや、それはこの法律の趣旨からいって筑豊が主体なんだということで、全然顧みられない結果になるのじゃないかと私は思います。しかも、振興法は五年の時限立法なんです。そういう面からいっても、来年度のことは今年度やらなければならぬ。再来年度のことも、大体三十七年度の下期あたりからある程度検討しなければ、なかなか実施に移すということはできないと思うのです。だからその点を明確にしておかなければ、全国の産炭地市町村の関係者が集まって、この法案の成立を願ひ、産炭地振興ができるという大きな期待に、私はそむくことになると思います。極端なものと言いますが、これは筑豊だけの法案であつて全国のものじゃない、しかし全国の人もいろいろお世話になるのだから、名前だけは産炭地振興事業団ということになるのじゃないかと私は思うのです。もし将来の見通しとしても、九州筑豊炭田に限つてしかできないということであるとするならば、この法案の名前を変えて、筑豊炭田産炭地振興事業団法案ということにした方が、非常にすっきりして、みなこういふものにならぬし、一番いいと思います。その点、やはりそういう事業団ができた場合、今申し上げたような趣旨を明確にして、今から腹づもりをしておかなければならぬと思うので、この点の見解を私は聞きたいと思うわけです。

これに関連してもう一点聞いておきたいことは、この法案の目的は、先ほど私がいろいろ指摘をしましたけれども、一応目的としては「特に疲弊の

著しい産炭地域」という言葉が実はあるわけです。これは、前回産炭地振興法を審議する場合に非常に問題になったところなんです。大蔵省の方では、将来事業団を作るにあつても、そういう著しく疲弊した地域であるというのとでなければ、これはなかなか通らぬというので、この目的の、著しく疲弊をしたという言葉が、まづ言葉として理解されたと思います。しかしながら、いざ実施に移すという場合になつて参りますと、局部に限つて産炭地域振興というものはできるわけじゃない。工場を持つてくるというても、それは水の問題もあるし、敷地の問題もあるし、あるいは交通、運搬関係の便、不便の問題、そういう工場立地として適しておるかどうか、こういう問題が当然出てくると思はれるのです。そうすると、あなたが産炭地域でなくとも、その条件が隣にあるという場合には、ここに工場の誘致というものが行なわれるわけです。そうすると事業団の目的というものは、著しく疲弊しているというところにはあまり拘泥されな

いというところになるでしょうし、振興法の審議の場合にも、その点すいぶんやりとりされておるわけですが、しかしともすれば、いざ具体的な予算を盛る場合に、そのことがすいぶん問題になつてくるような気がするわけです。ね、この点についての見解は、あの振興法を審議した場合と変わらぬのかどううか。もちろん工場立地の条件があつて、しかも疲弊している産炭地域が優先されるというところは当然のことと私は理解するのですが、この面については、先ごろ行なれた政令による産炭地域の二条六条の指定の問題と関連し

て、すいぶんあやふやになつてきているような感じがするのですが、この点についてはどう考えられておるか、どう対処していかうという見解を持つておられるか、見解を承りたい。

○森(清)政府委員 第一の御質問でございますが、先ほど今井局長から筑豊に考えておるというのを申し上げました。その中で、その構想は最終的にはまづお答え申し上げます。先ほど局長から事業団の構成が完了いたしましたから、その責任者等の意見も十分参照いたしたいと思ひます。もちろん今の岡田さんの御趣旨も十分生かしまして、慎重に考慮いたしたいと思つております。

第二の問題につきましては、著しく疲弊した地域ということになつておりますが、原則はその言葉にもちろん縛られるわけございません。事業団が一つの事業をやる場合において、事業というものは生きものでございますから、当然立地条件等を考へて、たとえば労働給源あるいは電力、水、労働者住宅、そうしたさまざまな要素を考えた上で決定するべきものでございまして、多少の広義の解釈にしても差しつかえないものと考えます。

○岡田(利)委員 実は先般政令で二条、六条の指定地域がきまつたわけですが、実際には産炭地域でない地域についても考えていかなければ、特に北海道の炭鉱は沢に多くある、そういうようなところに工場を持つていこうとしても、なかなか工場はこないわけ

です。そうすると、どうしても交通、水、立地条件からいって便利な隣の町村、隣の町村は石炭は産出してはなかつたけれども、ここに工場を誘致するといふことが当然の場合には起きてくると思うのです。しかし、そこに人が吸収され、その影響が産炭地振興に広域の面で及ぶといふことになれば、当然そのことは考えられなければならぬし、またその次元を高くして、日本の国土開発や、あるいは僻地に工場を誘致するといふ面から考えても、当然そのことは常識的に容認されなければならぬ問題だと私は思ふのです。そうなつて参りますと、振興法の二条、六条の指定と、この事業団が行なう事業の設置場所といふものは、ずれてくる場合が当然あるわけなんです。そうすると、ずれた場合には、産炭地振興法の二条、六条の恩恵に浴さないという結果が出ることも、この法案から当然予想されるわけです。せっかく工場を作つたけれども、固定資産税は減免されな

い、こういう問題が出てくる可能性は十分あるわけです。そういう場合には一体どう処置をするお考えですか。

○今井(博)政府委員 産炭地事業団法案の考へております事業団の活動する地域は、産炭地振興法の二条で指定しました地域とは、法律的な表現が違つておられますが、実際問題は違わぬ、こう考へております。従つて実際問題として、両者の間に食い違いが行なわれないようにすることができると思ひます。ただ、先生が今御指摘になりましたような第六条の指定の方は、これは地方税の減免、それに對する補てん、こういう関係になりますので、やはり地方行政上、財政力の非常

に弱いところに重点を置いて指定をいたしました次第でありまして、これは事業団のする仕事とは直接関係を持つわけではございません。御指摘のように、産炭地振興といふのは、もちろん疲弊した産炭地域を振興するといふことが目的でございますが、それをやります場合に、点と線とに限定して産炭地振興を考へるというところは実情に沿わない。従つて、点と線のみならず、その周辺も考へて広域的にこの問題をつかまへなければいかぬといふことを常々考へておるわけでございます。

従つて、産炭地振興事業団の考へ方におきまして、点と線とだけをやるのだといふことに実は考へておりません。やはりその目的のためにその周辺にもその仕事が行なふのだといふ考へ方に立つております。

○岡田(利)委員 振興法の六条の指定の場合、政令で定めるといふことになつておるわけですが、その場合には地域と、特に事業団がやる事業、業種といふんです。そういうものの指定も、法文の内容から見れば可能だと思ふのです。だから、そういう場合は特定の業種について適用する、こういうことを当然考へられてしかるべきではないか。これは今の法律でも可能だと思ひます。そういう特定業種といふか、特に事業団がやるような場合、事業団の趣旨に基づいてやるような融資の対象になるもの、あるいは団地を作るといふような場合、もし一致しなかつたら当然考へていいじゃないか。六条の適用を受けない場合には、適用を受けるように政令で考へていいじゃないかという見解を持つておるが、この点はいかがですか。

○今井(博)政府委員 六条の方は、先ほど申しましたように、特定の目的を持った政令の指定でございますので、これはやはり一つの基準でもって、その基準にその市町村が当てはまるかどうかということできめるべき筋合いのものだと思ひます。ただ、これは一つの基準でやるわけでございますから、実際にはなかなか実情に沿わない、基準に当てはまらぬけれども、もう少しそこを広げたらどうかという議論が、こういうことをやる場合に必ず起きますので、そのつどそれが実際に必要であるかどうかという点からむしろきめていくべきであつて、事業団が手をつけたところだから第六条の指定を自動的にやるのだという考え方は、やはりこの法律の筋からいって若干おかしいんじゃないかと思ひます。

○岡田(利)委員 もちろん、疲弊している産炭地域であるから、税の負担増大、こういうような面で地方自治団体単位の指定ということが考えられたと思うのです。しかしながら、ある程度負担力があつて基準に合致しないとしても、たとえば夕張なら夕張にそういう適地がない、あるいはまた三笠なら三笠にないという場合に、その隣の栗山なら栗山にそういう条件のよいところがあり、栗山町が基準すればいい指定を受けるとして、こういう趣旨に基づいて工場誘致をするというよりな場合は、何らかの方法でこの面については考えられてしかるべきではないかという気がするわけでありまして、この点は今すぐの問題でもありませんし、これからそういう具体例が出た場合に、ある程度弾力的に考えてもらひよう

う特に希望しておきたいと思ひわけです。

それから次に、事業団の業務方法書の内容については、政令で定めるといふことに実はなつておるわけですが、具体的には事業団がその業務方法書というものを定めて、それに基づいた実施計画を立案することになるわけですが、この政令で定める内容は、一体どういふ内容を政令で定めようと思ひつけておるか、その点についての見解を承りたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 事業団の業務が法律で定まつておりますので、その業務の方法の記載事項として考えておりますのは、たとえば業務の対象の地域、あるいは土地造成の事業をやる場合の業務の準則であるとか、設備資金を貸し付ける場合の準則でございますとか、業務を受託する場合の準則、こういうものを主として考えております。

○岡田(利)委員 この業務方法書の問題で、その柱になるものは政令で定めるわけですね。この事業団が発足すればすぐ具体的に業務方法書を定め、事業計画を立てなければならぬ、矢つぎにはやに行なわなければならぬわけですね。ですから、政令で定める事項は、この法案が審議を終わるまでにそれぞれある程度確定しておかなければならぬ事項ではないか、こう思ふので、できれば次の委員会に業務方法書の柱になる政令で定める事項については、大体このような点について政令で定めようという点を一つ出していただきたいと思ひわけです。大体他の法案の審議の場合も、こういう付随して政令で定めようという場合については、一応その具体的な柱というものを出してお

りますから、そういう点で、一ツ次の委員会でもけつこうですから、出していただきたいと思ひわけです。それで事業団は初年度政府出資が五億圓、運用部資金が五億圓、計十億圓の予算で、大体その内訳は土地の造成及び関連施設が七億圓、資金の貸付が二億圓、その他実施面に当たる調査を含めて一億圓ということになっておるわけなんです。事業団の経費は、初年度の規模としてどの程度予定されておるか、一千万か、八百万か、五百万か。事業団自体の運営費はどの程度予定されておるか。そのことによつて大体事業団の規模というものがわかつてくるので、その点も検討されておれば聞きたいと思ひわけです。

○今井(博)政府委員 事業団の初年度の経費は、約七千万圓程度を一応予定しております。これは人間の数は、確定いたしません。これは人間の数は、必要であるということ、その数字をはじきました。七千万圓の中には普通の一般的な経費のほか、建物、借ります場合のいろいろな費用等も含んでおりますので、初年度は普通の年度の経費よりは若干多くなつております。

○岡田(利)委員 事業団法が一応提案された。しかも初年度、政府出資五億圓の予算がついた、運用部資金から五億圓の融資がなされるという事になつておるわけなんです。こういう法案が出されて、事業団ができる、しかも産炭地域の振興をはかるという点については、非常にけつこうな話でありますけれども、今日置かれておる産炭地の現状からして、どうも政府出資の五億、運用部資金五億の十億圓程度では、あまり期待ができぬではないか。

しかし準備の問題や、あるいはまた経過、こういうような面からなかなか困難な面もあったと思ひわけなんです。が、このような微々たるものであつては、産炭地域の振興にはならぬと思ひます。従つて将来、いつてもそう遠い将来ではなくして、この法案を出すにあつて、産炭地域の振興のために具体的には事業を行なつていくという場合に、大体どの程度のことを事務当局としては予定しておるか。どの程度の事業を来年、あるいは再来年、こゝ二、三年の間に一応想定しておるか、そういう点についてある程度の想定があるならば、この際承つておきたいと思ひわけです。

○今井(博)政府委員 まだ全般のそういう想定は現在でき上つておりませんので、ここでは一応各省で話のまとまつた事項に限定してこういう予算を組んだ次第でございます。今後いろいろ仕事の運び工程によりまして、事業がさらに拡大されるということにつきます。それは、それぞれ具体的に話をきめて、いろいろな振興計画等もまだでき上つておりませんので、振興計画のでき工程から見まして、その中で特に事業団がこういうものをやらなければならぬというものをさらに選んで、その上で全体的な想定なり計画というものを作りたいと思ひます。

○岡田(利)委員 今の局長の答弁でございます。産炭地域の振興についてある程度通産省が、それぞれ出先の局で調査をしてきたけれども、資料が十分でないといふことが、そういう態勢が、どうなるかなかなかわからぬといふことで、とれなかつたといふ面があつて、十分な資料が集まらなかつた

のじゃないか、こういう感じがするわけですね。そうしますと、やはり事業団が実施するわけですから、相当積極的に具体的に調査をしなければならぬという問題が出てくると思ひます。それは特に初年度の本年一年間に相当大きな力をさいてその方向に向けなければならぬのではないかと、こういう感じがするわけですね。その面からいっても、先ほどから言つておるようによい、単に筑豊という範囲だけについての問題の意識め方、考え方、あるいは調査費等についても、そういう筑豊の今実施しようとするものに関連して調査するといふ考え方は、私は非常に消極的だと思ひわけです。ですから、予算はもうこゝ二、三日で衆議院を通過するといふ態勢にありますけれども、一応その予算のワケはワケとして、来年度飛躍的にこの立法の趣旨を生かして全国的に産炭地域の振興をはかるとするならば、当然本年一年間の事業団の運営については、それに即応した態勢で、それに即応した運用をはからなければ、来年度同じような状態に終わるのではないかと、私は大体こういう見解を持っておるわけですね。この点についてはいかがでしよう。

○今井(博)政府委員 事業団の調査は、今計画をしておりますことに関連した調査のほか、将来やり得るであろう、またやりたいというものに関連した調査は、もちろんできるわけでございます。その中で、事業団がそういう方向で十分活動できるように組織とかいふものを考えたいと思ひます。ただし、その場合にもあくまで事務所という組織をその土地に設けなければならぬかどうかという点につきましても、先ほど政務次官からお答えになり

ましたように、これから十分検討したいと思いますが、ただここで申し上げたいのは、何分産炭地域の振興の仕事は、必要性は十分あるわけでございますが、実態はまだ調査段階の仕事が非常にたくさんありまして、この意味においては来年度は引き続き三千万円の国で行なう調査費が計上されておりますので、これで産炭地域振興法に基づきます調査計画——法律では振興計画といっておりますが、これを一日も早くみんなが力を合わせて作り上げるといことが急務じゃないか。事業団と申しまして、これは新しい組織でございますので、そこまで自分が手を回していくわけにいきませんので、三十七年度は、従来の産炭地域振興法に基づいた実施計画の調査を、みんなが力を合わせていいものを作り上げていく、その中で事業団でなければどうしてもやれぬというものを事業団が取り上げていくということでやはり進まざるを得ないのではないかと思います。

○岡田(利)委員 先ほど森次官が少し大きなところを見せているわけですから、事務当局の方もそれに即応した態勢でやつてもらわなければならぬと思うのです。そういう点で検討してもらわなければ、あまり孤立されたような形で検討されても、私はなかなか弾力性が無いと思うのです。もちろん通産省ではいろいろと調査しておりますし、本年度もまた調査をするでしょう。しかし部分的に、重点的に詰めて調査をしなければならぬという面もあるわけですね。そうやって参りますと、ある程度分野はおのずから分かれてくるわけなんですから、また相協力してできる態勢もとれるわけですか

ら、私はそういう意味では、特にそういう点について弾力的に検討してもらいたいと思うわけですね。たとえば小児麻痺にかかってしまったら、それをなおすということは非常にむずかしいと思うのです。しかしながら、小児麻痺にかかぬようにワクチンを飲まして、あるいは小児麻痺にかかたら、そういう手当をして、できるものを切開することによって、腕一本きかなくてよろしい、こういうことの方が非常に大事だと思ふのです。だから筑豊のようによろきに疲弊してしまつて、あそこからどうするかということも、政治として対策を立てることは大事でしようけれども、合理化計画は一方においていくという場合に、それを食いとめる方がむしろ有効適切な処置、方法がとれるし、わずかで効果が倍も上がるということになるんじゃないか、実はこういう感じがするわけですね。ですから法の場合には疲弊したところを再開するということに重点を置いていくことは私は理解していますし、容認もするわけですが、実際に事業団がこの事業をやつていく場合には、疲弊しないように予防措置をする、そういう適切な施策をやはり講じていくということが、あわせて並行的にとられなければならぬ問題だと思ふわけですね。この点、次官、どうでしょう、この立法の趣旨からいって。

○森(清)政府委員 事業団の構想がいろいろな角度から検討されておるのでございますが、私は最も有効にこの事業団を運営するために、そしてまた立法の趣旨を生かすために、たとえば非常に疲弊しておるところだけこれを

該当するということではなくして、将来のことを考えて、将来該当するような地域になると思われる場合には、十分予防的な措置を講じておくことが正しいのじゃないかと思ふわけでありまして、そういうふうに広義に解釈して事業を進めていった方が、より有効ではないかと考えるわけでありまして。

○岡田(利)委員 たとえばAという炭鉱が企業合理化で人員をどんどん削減をするということによって、労働人口が他に流出をする、あるいはまた失業者としてその地域で滞留をする、その結果産炭地が疲弊をする、こういう現象が出て参るわけですね。そこで、たとえば炭鉱のある市町村では、最も資本力のある企業は何であるかといへば、やはり私は炭鉱だと思ふのです。そうすると、雇用の面ももちろんあるでしょう。もちろんその自治団体と表裏一体のような関係で炭鉱企業が経営されておるといふことになって参りますと、その市町村のことも考えなければいかぬ。労働者のスムーズな雇用の安定的転換もはかられることが大事だ。こういう面が今日以降、合理化を進めていく場合に出て参るわけですね。そうするとAという会社は、炭鉱労働者たとえば百人なら百人、二百人なら二百人切る。どうしても転出してもらわなければならぬ。しかし、なかなか他にはない。住宅もない。ところが炭鉱には住宅が余つておる。炭鉱企業としては、これらの転換をスムーズにするために、その炭鉱の周辺にある一つの企業を興して、そこにその人間を吸収する、こういう実例も実はあるわけですね。その方が結局うちもあるし、雇用が安定した上で転換もできるわけなん

です。しかしながら、実際問題として炭鉱は千二百円のコスト・ダウンをしなければならぬということ、それに相応するような企業を興すということも非常に困難だ、こういう面も実は出てくるわけなんです。この場合は企業の要求としても、あるいは労働政策の面からいっても、合理化の推進に伴つて安定的に転換をはかる、こういう面からいっても、私は当然この問題は考えなければならぬと思ふのです。しかしながら開採その他のいろいろな融資、市中銀行からの資金の導入ということがもう限界に来ておることは、大体しろうと目でもわかるし、今日の趨勢は特にその色を濃くしているわけですね。そういうような場合に、私はこの事業団が、今年度の予算はできなくても、来年度あたりはその辺までむしろ幅を広げて、意欲的に考えていかなければならぬ問題ではないか、こういう感じがするわけですね。もちろんそういう適切な企業がなくて、そういう措置が講じられないという場合は別です。しかしながら、そういう雇用の安定的転換をはかることが得る企業を興し得る、それはまた通産省で見ても、これはなるほど十分にやっています、こういうことであるならば、合理化政策の面からいってもむしろ積極的に奨励すべき事項ではないか、こういう感じがするわけですね。そうやって参りますと、産炭地域の振興という問題とも関連がありますけれども、今は合理化政策の面とも直接に関連を持ってそういう問題を考えなければならぬ時期ではないか。そういういたしますと、それをやるものは今度提案されている産炭地振興の事業団以外にないと私は思

うのです。こういう点について考えを及ぼしておるかどうか。そういう点は当然私は考慮すべき事項だと思ふが、来年度あたりむしろ積極的のこのことを考えていかなければならぬ時期に来ておるのではないかと、こう思ふのです、いかがでしょう。

○森(清)政府委員 ただいまもお答え申し上げましたように、たまたま石炭という問題が国家的に非常に困難な事態になってきておりますので、この問題に焦点が合ったために、石炭を中心として今までいんしんをきわめていたところ、あるいは今まで盛んに仕事をやっていたその地域が急に疲弊をしてくる、どうしてもこれを何とかして助けなければならぬというふうなことから、産炭地域の振興事業団というよりなものを考えられてきたのであります。私は日本全般から考えて、むしろこの産炭地振興事業団というふうなものは、いわゆる不況地域の振興という意味での一環として考えるのがしるべきじゃないかと考えるわけでありまして、そういう観点から考えて参りますと、今岡田さんの申されたように、そしてまた先ほど局長からもお答えいたしましたように、これが点と線であつては効果はきわめて薄いと思ふわけでありまして、あくまでも遠い将来のことを考えて、広い視野に立ってその地域の振興をはかつていくべきが至当ではないかと思ふわけでありまして。ただし、そうする場合におきまして、なかなか基準というものがむずかしいのであります、一応私はこのように基準を立てて、その基準にのっとり事業をしていきたいと思つているわけでありまして、考え方のいわゆる

発想というものは、私が今申し上げたようなことから出発すべきだと考へるわけでありませう。

○岡田(利)委員 前の国会で低開墾地域工業開発促進法という法律ができて、低開墾地域の指定をする、これも近く政令が出されて、具体的に地域の指定がなされると思つておられます。それから商工委員会に今新産業都市建設促進法という法律が提出されているわけですが、しかし産炭地の場合には、いずれの法律にも該当しないのが多いわけですね。もちろん炭鉱がなくなつておるところで低開墾のところはあり得ますが、すでに相当の炭鉱があつて稼働して、その地域が低開墾地域工業開発促進法の地域指定を受けるということは、今度できる新産業都市建設促進法の場合も、これをずつと検討して参りますと、炭鉱は二次産業なわけ、第一次産業といふのは極端に少ないわけですが、炭鉱だけでその市町村が成り立っているといふようなケース、あるいは立地条件等からいつても、新産業都市建設促進法の適用を受ける地域といふのは、ほとんどないといつても私は過言でないと思つておられます。どうして産炭地だけは、今の国の、地域格差を解消する、あるいはまた僻地の工業の開発を行つて所得格差を解消して、地域開発を促進して、いこうといふ具体的な構想にも合致しないのが産炭地の現状だと私は思つておられます。そうすると、産炭地域振興事業団法に基づく産炭地域振興事業団といふものにとらざるを得ないといふことが出てくると思つておられます。これにたよらなければ、ほかの適用は受けられないし、

たよるところがないといふのが産炭地の現状でありますから、そういうことから考へて参りますと、今それだけ立法されている低開墾地域工業開発促進法や新産業都市建設促進法の立法趣旨から考へても、産炭地の振興については、これから出されてくる法律案、すでに出ている法律案からいつても、相当弾力的に広い範囲において考へていかなければ、産炭地の場合はどうしても私は問題が残るような気がするわけでありませう。ですから、国の方針として低開墾地域を開墾していくとか、あるいは慢性不況地域といふものを再開墾するといふ問題はあるでしょうけれども、産炭地の場合にはこの法律で律していくといふむしろ積極的な態度が必要ではないか、そういう意欲的な構想がどうしても必要ではないか、こう考へるわけなんです。そういう方針といふものがきまらなければ、来年度予算に対する意欲も出てこないでしようし、構想といふものも私は生まれてこないと思つておられます。そういう客観的な情勢といふものを正しくとらまえて、産炭地の置かれてある現状といふものをよく認識をして、この法律の及ぼす範囲なり方針といふものを正しく位置づけをするといふことではないか、期待倒れといふ結果になると思つておられます。そういう客観的な関係から検討して、ある程度幅と深みを増すといふ点について若干検討をし直す面があるのではないか。それは先ほど言つたように、合理化計画の進行とも関連する問題が出てくるわけでありませうから、その点について合理化計画をやめない限り、しかも五年の時限立法であるこの合理化臨時措置法を昭和四

十五年度まで伸ばすといふことで、合理化をどんどん昭和四十五年度までやつていくわけですから、そういう合理化法との関連からいつても、これは当然幅と深みについて検討し直すといふの——根本的な検討をし直すといふ意味はなくて、そういう点についてある程度検討を深めるといふことが私はどうしても必要だと思つておられます。その点いかがでしょう。

○今井(博)政府委員 幅と深みの問題は、産炭地域として、現在直接の産炭地域として百二十四の市町村を指定し、その隣接地域として六十二、それからさらにその周辺の五十二、合計二百三十八市町村といふものを、今回第二条で産炭地域として指定をしたわけでございます。これは直接の産炭地域以外に相当広範な隣接周辺地域を含んでおりますので、考え方としては今先生の御指摘になるような考え方で実はわれわれは臨んでおるわけです。ただ事業団の仕事の深さ、広さといふ点については、この前も多賀谷先生の質問に対してお答えしましたように、初年度でございませうし、あるいは話をきつたときめないとかえつて事業団の今後の発展に支障があるのじゃないかといふことで、仕事を相当限定いたしておられます。しかし御指摘のように、産炭地域振興の考え方は、石炭の合理化計画と非常に密接な関連を持っておりますし、私は一種の産業転換といふものを含んでおる仕事だと考へますので、その深さの点については今後一つその見地に立つて大いに努力したい、こう考へます。

○岡田(利)委員 特に、通産省には工業技術院といふのがあつたわけですね、そこでいろいろ石炭の利用について検討を加えておる。あるいは民間にもあつたわけですね。あるいはまた最近、北海道には北海道総合開発の一環として工業開発の試験所が新設されて、今年度二億四千万円の予算がついて、来年度完成で大体八億四千万の金をかけて作られておるわけですね。この半分の仕事は実は石炭の仕事をしていくわけですね。いろいろ石炭の利用の面、企業化をはかるといふような点で検討を進めておるわけですね。だからこういう点の関連性といふものは、私は相当考へていかなければならぬ問題だと思つておられます。これはやはり事業団を設置するにあつて、特にそういう面との連絡といふものがある程度はつきりしておく根拠的な規定といふものは、内部的な規程でもつけようなんです。そういうものを検討する必要があるのではないかと。最近炭鉱都市やあるいは東北、北海道、特に北海道のような場合には——札幌は六十万くらい人口にふくれ上がつておる。ところがスモッグで、煤煙防止の法案も今度出されることになつておるわけですが、そういう点で燃料として不向きだといふ面でも煤煙防止をどうするか、あるいは地方自治団体で煤煙防止条例といふものを作らなければならぬといふような問題も出て、石炭を無煙燃料化するといふようなことでプラントが建設されて、そういう研究も相当進んでおるわけですね。ですからそういう面から考へていきますと、そういう工業試験所との関係といふものを、これは臨時相談をしてやるというのではなしに、事業団としてそういうものがある程度びしと

位置づけしたような形で考へていくといふ面も、私は事業団を設立させる場合の考え方として必要ではないかといふ気がするのですが、この点についての考へ方がありましたらお聞きしたいと思つておられます。

○今井(博)政府委員 まだ非常に研究不足でございまして、その面については十分な配慮を払つておりませうので、これは今後一つ御趣旨を体して十分研究したいと思つておられます。

○岡田(利)委員 私は、これは産炭地の問題だけではなくして——石炭研究所といふものがあるわけですね。川崎でも石炭の関係の試験とか、あつたこつちでいろいろやつておるわけですね。工業試験所関係でも本年度から大々的にやつておる。これを総合的に関連させていくことが、やはり通産省内部の問題なんです。特に石炭政策がこゝまで問題になつてきておる場合に、石炭価格の問題とか、あるいは石炭利用の拡大とか、いろいろ言つておるけれども、これはそつちにおまかせするといふことで、実は連関性がないわけですね。これだけ石炭の問題がやかましくなつてきて、エネルギー問題があらゆる角度から論議されて、石油業法も出されるという時期になりましたと、このエネルギー研究とか試験とか、なかなか困窮エネルギーであり、大宗を占める石炭を中心にする問題、あるいはまた将来ガス開発や石油資源の開発等に伴う利用の問題、これは地域的な利用もあるでしょうけれども、やはりこういうものを総合的に通産省としてまとめることを考へなければ、今の場合は特に分割され

と、たとえば東北電力もしくは東京電力あたりまでには同様のことを考えなければならぬのではないか、単なる行政だけではこの面は解決せぬのではないだろうか、こういう気がするのですが、少なくとも前の関西電力における石炭事業団の発電所というのは、九州の需用を想定されたものであつて、北海道から関西まで持つていくというばかりの構想ではなかったと私は思う。しかも、出炭のウエイトは北海道は

年々増していく、もちろん原料炭という面もありますけれども、それにしても、年々増していくわけです。そうして合理化資金を導入してどんどん開発してやつていくということになりますと、そういう産炭地発電のみならず、石炭発電については、北海道から持つてくるのは不可能なんですから、特に北海道の需用先の石炭発電所の問題は、私は当然ある程度含んでおるといふ解釈でなければ、どうも意味をなさないと思うのですが、どうですか。

○森(清)政府委員 この事業団に発電関係を入れるかどうかという問題は別といたしまして、非常に慎重に審議を

したのでありますが、先ほどの岡田さんのお言葉の中にもありますように、いわゆる総合エネルギー対策から考えまして、御承知のように電気、石炭、油というようなものが、やはりお互い十分な連携をとりながらこれを総合的にやっていかなければならない問題でございまして、そういう建前からいって、電気といたしましては、もちろんち屋なんだから、事発電関係に関する限り一切われわれが責任を持って将来ともに運営していくからわれわれにまかせてくれぬかという強い要望もある

りまして、私もといたしまして、この三者が面々相待つて協力しながらやうていくということと、実際に理想的な運営ができれば、それが一番いい、それに越したことはないと思いますので、われわれはそういう観点から、この産炭地事業団に発電所関係だけは抜いたわけでありまして、しかし、抜いたからといって、一切関係せずという顔でいいかどうかという、やはりその地域の開発のために、当然、電力関係に対して、通産行政を担当しておられるわれわれとともに意見は言っていることだと思ひます。ただし、事業そのものはこれではやらないということに、慎重審議の結果、きめたわけでありまして。

○岡田(利)委員 炭の出ている産炭地を振興するのは、石炭をどんどん使えばいいわけですね。自然に産炭地は振興されるわけですね。関西電力関係に発電所を事業団が作ってやるということでは、予算要求をした場合には、これは電力会社が、将来発電所ができる時点においては三百万トンの石炭を余分に引き取りまして、というところで将来とも割り切り、大蔵省関係についてもそうなるってこの事業団の予算というものはきまっていたという場合には、これは理解しておるわけですが、しかし、それはあくまでもその時点までの問題であつて、それ以降の時点についてそれでいいということではなかったと私は思うので、す。ですから、そういう場合、さらに電力長期引取協定とはいつても、もちろん、電力の場合にはある程度政府の行政権限が強く及んでくるから、ある程度はこの協定は守り得る、こう言つてみたところで、それは別に立法で法

律的にびちつと長期協定が定められておるわけではないわけですね。しかし、それが通産省として、新しく石炭の長期引取協定に関する特別立法措置をとるということと、法律的に明確に契約として裏づけをするというのであれば、これは安心しておられるわけなんです、これは安心しておられるわけなんです、いつひつくり返るかわからぬ。極端なものと言ひ方をすれば、セメントあるいは鉄鋼のような場合には、なおそういう問題が出てくるでしょう。特にセメントのような場合には、今度の関税制戻しについてもないでしゅう。ですから、そういう点について特別立法措置をとつて長期引取協定の裏づけを通産省としてはする意思があるのかないのか、あるから、こういう問題については特に今回の場合は考えないのだ、こういうところから議論をされておるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 石炭の長期取引の問題は、特別立法は考えておりません。そういうことをしないで、長期契約が出ましたのは、経団連におきまして、関係者が寄りまして、それぞれ代表が調印したということの紳士協定になつておりました、これは経団連の相当えらい人がみんなタッチいたしております。役所もこれについてさらにあとで確認をいたしておきますので、両業界が責任を持ってその供給及び消費をやるという態勢になつておりますから、私は、変な法律で縛るよりは、もつとこれの方が実際の経済の実情に合つてゐるのではないか、こう思つておられます。従つて、十分今の態勢で確実に消費される、こういう見通しでございます。

それから、いま一つの、発電所を作つた方が、石炭を確実に消費するといふ意味からいくと、いいのじゃないか、こういうお話でございますが、もちろん、その通りでございます、今度の三百万トンをさらに増加させる問題は、これに関連してやはり具体的に石炭の火力発電所を作るといふ計画にまで話が及んでおりました、揚地発電所を具体的に作る計画をそれぞれ関係電力会社から提出いたしておる次第でございますので、さらに消費は確実に考へていいのじゃないか、こう思つております。ただ、産炭地事業団が発電所をなせ考へなかつたかという場合には、先ほど政務次官からお答へがございましたように、一応今の既存の電力会社が責任を持ってやるということをお言ひしております、いま一つ、具体的に発電所を作ります場合には、火力の技術屋さんが相当たくさん要るわけでございます、理在日本では火力の技術屋さんがなくて非常に困つておる、東北電力が火力を初めてやります場合には、九州電力からおおよそ百人程度のいろいろな技術屋さんは実は供給した次第でございます、むしろ火力の技術屋さんの取りつこになつておる。かりに電源開発がやる場合におきましても、さらに火力発電を増強する場合には、相当大量の技術屋さんが要る、こういう関係になつておりますので、やはり現在の実情から見ますと、もちはち屋というお話の通りに、電力会社が責任を持ってやるという場合には、それにまかせるのが実情に合うのじゃないか、こう実は考へた次第でございます。

それから共同火力の問題、合理化の過程においてそれだけの出資を行なう余裕があるかどうかという問題は、もちろんあると思ひます。しかし、実際に発電所を作りました場合には、石炭側から見ますと、これは非常にけつこうな話であります、最初に需要家の電力の側から見ますと、初めから責任を持ってそれだけの石炭を供給してくれかどうかという点にまだ非常な不安を持つておるわけでありまして、常磐共同火力の例を見ましても、一時は炭は出さないという炭鉱も相当出てきたわけでありまして。そういう関係から見ますと、やはり具体的に発電所を作つた場合には、石炭側もそれに投資をして、責任を持って石炭を供給するといふ態勢を持つことが、需要供給の関係から見ますと実情に合つてゐるんじゃないか。西日本共同火力も、そういう考へ方では上がったわけでありまして。もちろん、これとても、これ以外に方法がないというわけではございませんので、実際に具体的な産炭地発電の計画ができ上がり、それについて電力会社もやれない、あるいは共同火力も不適当だといふ場合には、事業団で一つやたらどうかという考へ方は、私はもちろん有力な一案かと思ひますが、先ほど申しましたいろいろな事情から、現在では一応事業団の業務としてはやらないということと、既存のものにできるだけ責任を持ってやらせるという態勢がいいかと考へて、こういう案の提出をした次第でございます。

○岡田(利)委員 発電事業をやらないうことはいいのですが、法律的にはやり得る、こういう解釈はいいかでございますか。

○今井(博)政府委員 業務の範囲の中

で、土地造成という仕事をやります。これはもちろん発電所の土地造成をやつてゐるわけでありまして。それから揚地発電で、先ほど関西電力の関係で事業団が具体的に計画したじやないかというお話がございましたが、これも一応土地造成、まず土地を確保しなければならぬという意味での土地造成の予算を考へた次第でありまして、これは業務の範囲内でももちろん十分やり得ると思ひます。しかし、実際に発電所を建設するといふ問題は、現在の業務の範囲ではやり得ません。これは先ほど申しましたようないろいろの事情からこれを除いた次第でございます、一応やり得ることにしては實際はやり得ないといふのも、私は一つの行き方かと思ひますが、事業団を今後正しく強力に育てていくという場合には、これは各方面の相当な応援、協力がないとできない仕事ばかりでございます、産炭地発電の場合も、具体的に事業団がやつた方がいいという話し合いを関係者できめて、それからやはり業務に追加する、逐次そういうものを増強していく、しかもそれは話し合いを十分つてからやつていくということが、今後事業団をほんとうに伸ばすゆゑに必要ないかと思ひまして、こういうふうに一応やり得ることと、やることと一致させた、こういう次第であります。

○岡田(利)委員 私は、今までの石炭と電力の折衝過程を見ると、今の説明では何とかその局面々々で話し合ひがついておるから、やらなくていいんじゃないかと思ひますが、それは、やるという意欲があつたから、そういう局面が開けてきたのじゃないか、こ

う考えるわけです。たとえば、これは何でもそうですが、発電所を作るとなると、それでは石炭を引き取りましょ、今度は、国策製油会社を作りましょ、今度、何かやろうとすると、業界は、やられるのはいやだから、協力する。こういうのは、単に石炭問題ばかりではなくて、油の問題だって、国策の原油精製会社を作る、それはある程度話し合いによって原油を引き取りましょ、しかし、思ふほどの原油を引き取らぬ、それで業を煮やして、やはり石油業法なども作り出さなければならぬ、こういう事態になっておつて、どうもその点が今日の日本の独占の非常に悪い欠点ではないかという工合に私は考えておるわけです。ですから、この場合も、発電はやらぬのだけれども、これは場合によっては産炭地振興、石炭産業の安定、こういう面ではやり得るのだというふうなそういう解釈なり、あるいはまた、それは局長が今言ったことをそのまま書いてもけっこうであるから、ある程度考慮すべき事項ではないか、実はこういう感じを私は持つわけです。この点は、特に今の場合そういう私の考え方を述べておく程度だけにしておきたいと思ひます。

それから第三章の業務の問題ですが、第十九条の一事項は、大体私自身として前段の方はずっと理解できるのですが、二の「前号に規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対し、その事業の用に供する設備の新設又は増設に必要な資金の貸付けを行なうこと」ということになっておりますが、この資金の貸付

について、これはすいぶん問題が出てくるのではないかと気がするわけですが、ですから、これはもちろん予算のワケ内でやるわけですが、この二つの範囲を上げていくということになる、この程度の予算ではとても問題にして調査をした範囲において、この程度の資金でいいということでは今年一応理解しておるのか、この点について、少なくとも設備の新設または増設に必要な資金ですから、対象は相当あると思うのです。これは当面、とりあえず今年の場合にはこの程度だけれども、この点について特に資料があつても、これでは一応不十分だけれども、予算上はこれだけにとどまつたものか、この点、予算との関連についてまず伺つておきたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 今回の予算の割り振りをききましたのは、一応の概算といひますが、予算の算出根拠として考えたわけでございます。事業団ができ上がりまして、実際に融資の範囲をもう少しやほしが必要があつて広げるといふようなことは起こり得るかと思ひます。従つて、先ほど申されました予算の二億という数字は、一応土地造成というものに重点を置いてやつた場合、そういう数字にもなるという程度でございまして、この二億について、このくらいの企業でございすのだという、具体的な算出根拠を持つたものではございません。

○岡田(利)委員 私の手元には、九州だけではなく、資金の貸付を受けたという希望は実際はだいぶあるのです。それから見ても、この二億程度の予算というものでは、てんでお話にもならぬのじゃないか。今の説明で、これは通産省が一応団地を造成する、土地を造成するといふような面での関連で考えられておるといふことなんです。これは、この二億では、それだけでは、私としては、一般的にも対象になると思ひます。地方自治体とか地元が運動して来ても、資金はこういう点からいふと、優遇措置があるのだから、こういうことで来ても、場合によつては、地方自治体の方で、町村で一つの政策会社を作つて土地造成をする、あるいはまた、事業団でやつても、場合もあるでしょう、そうすると、この考え方は、一号に大きなウエートを置いて、それに付随するといふものだけれども、私の質問しているように、一般的に産炭地に来る企業に対してこれが相当範囲を拡大して適用されていくものか、これはもちろんいろいろ系統資金関係はありましょけれども、この趣旨は一体どういふことをねらつていのか、はつきりしておいていただきたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 これは一般的に産炭地に来る企業に対して貸付業務を行なうといふ考え方でございまして、一種の土地造成をやつて、それに関連して、その土地に来る事業といふことに限定してございせん。しかし、一般的に申しまして、これは融資する場合に、一定の離職者を吸収する、そういう条件をやはり考へております。で、一般的であるけれども、ある程度条件がつく、こういう考え方でおります。それから融資については、これは開発銀行との関係、中小公庫との関係もありましょ、それらの関係を一種の抱き合せてやり得る場合も相当出てきますので、これは先ほど申しましたような産炭地に来る企業であつて、産炭地振興になる、しかも一定の離職者を相当吸収できる、こういうものに相当重点を置いて一般的にやりたい、こう考へております。

○岡田(利)委員 私が特にここで強調しておきたいことは、単に産炭地振興のために企業が来るというだけではなくて、炭鉱の離職者を優先的に雇用するといふ面がついてきますと、これはやはり相当考へなければならぬ問題だと思ひます。この点の区別があるのかどうか。それから、これはもちろん開銀とか、市中銀行、中小公庫とか、いろいろ関連がありますが、そういう離職者を受け入れる、あるいはまた、先ほど言つたように、先にいふ企業を興して安定的雇用の展開をはかるという場合には、この項が非常に大きなウエートを持つてくるわけです。そういう点をもう少し鋭く考へておられるものか、一般論的にただその面は優先順位には考へられるという程度なのか、二号をきめた立法の意欲といふものはどの程度に持つておられるのか。

○今井(博)政府委員 これは産炭地振興に必要な事業、こういうふうに法律には書いてございまして、具体的に、業務方法書でもって融資の基準を作るわけでございますので、これには先ほど申しましたような離職者の一定数を吸収する。離職者として申しまして、これは離職者及びその子弟といふことで相当広げておりますが、やはり

そういう不況地域に対する一つの対策として考へております。それから実際には大企業は一応除外する、こう考へておりますが、具体的に一種の産業転換といふ考え方から、石炭鉱業が一つの山をやめて一つの新しい企業を興してそつちの方へ労働者を回す、こういう場合は私は非常な例だと思ひます。そういうものには相当優先的に運用したい、こう思ひます。

○岡田(利)委員 特にこの点は、今言われた数字でいけば、実際は予算なんといふものではなくてお話にならぬわけですが、しかし、特にこれから進んでいくわけなんです。それから、そういう意味では、安定的雇用展開をはかるために企業を興す、これに融資される、一方に、これは住宅の補助金が出る、あるいはパイプ・ハウスが貸し付けられる、雇つたものについては四分の一の雇用奨励金を出す、こういうことになれば、相当この点については実現性があると思ひます。相当広範囲に及んでいく傾向が出てくるという工合に理解するわけですが、そういう点と関連を持たせてこれは考へてもらわなければいかぬし、そういう考え方の上になつて、事業団の場合も実際問題としてはそういうことになると思ひます、この点は特に考へておいていただきたいと思ひます。

それと、一の後段の面ですが、「及びこれと関連を有する工作物を建設し、並びにこれらを管理し、及び譲渡すること」これは土地造成と直接関連を持つ工作物を建設する事業、並びにこの管理をする、建設するのですから、当然管理をするのですが、「及び譲渡

する」という条文があるわけなんです。これは振興法を審議する場合に、他の委員からいろいろこの間のやりとりが行なわれておるわけなんです。この法案を提案するにあたって、どの程度に理解しているのか、どういふことを一応想定しているのか、この点について見解を承っておきたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 ただいまの第十九条の前段は土地造成でございますが、後段の、これに対する工作物という場合には、たとえば土地の中の道路でございますとか排水施設でございますとか、さらに引込線であるとか、給排水施設、こういうものを、関連した工作物と考えておるわけでありまして、それから、実際に管理する場合は、一応普通の管理を考へておるわけでございますが、譲渡する場合は、およそ十年程度の長期の年賦均等支払ということと譲渡を行ないたい、こういうふうに考へております。

○岡田(利)委員 前の振興法を論議するときに、工作物という場合に、たとえば機械工場があれば、機械工場のいわゆる工作物、建物、こういうものを建設して一応貸しておく、しかし、そのうちに、条件をつけて漸次これを譲渡するといふことが論議をされておるわけですね。今の局長の答弁ですと、そういういわゆる工場建物のような建築物は含まれていないような理解になるわけなんです。この点についてはどうなんですか。

○今井(博)政府委員 この工作物は、法律上にはもちろん建物も含んでおります。しかし、実際に予算的には、建物までも含んで予算措置が講ぜられて

おらないという現状でございます。従つて、建物についてはこの融資の方法でいく、こういう考へ方でございます。

○岡田(利)委員 今年度予算の場合、今局長が答弁されたことは私は理解できるわけですね。しかしながら、来年度も予算を要求しなければならぬし、特にこういう疲弊している地域においては、建物の場合も、そういう建築をしてそして五年なら五年で譲渡する、資金を回収する、一応事業団が建てるという場合もなければ、ちよつとむずかしいのではないかと気がするわけですね。しかも、ここには相当ウエイトを置いて、今まで振興法を審議する場合にもそういう点が論議をされておるのです。これは今年度の予算には一応ないが、しかし今後の事業としてはある、こう理解していいのですか。

○今井(博)政府委員 この考へ方は、建屋の方は第二号の融資ということはいくべきじゃないか、もちろん、法律上には十分この工作物に入りますが、実際問題とすると、第二号でもつて目的を達し得るのじゃないか、こういふ考へております。来年度も一応そういう考へ方でありまして、実際やってみまして、これは第二号でいくよりは、やはり第一号の工作物の中に入れてやつた方がいいのだという実情になりますれば、あらためてそのときに検討したいと考へております。

○岡田(利)委員 たとえば北海道のような場合には、中小企業一般対策として機械の貸与制度が行なわれておる。機械を一応道が買つて、それを貸与するわけですね。印刷機械、工作機械ある

いは炭鉱については扇風機とか、あるいはポンプ、こういうものを道が買つてそれを貸与している。それを年々償還する。こういう制度はすでに地方自治団体ではとられておるわけですね。炭鉱なんかは、特に北海道の場合は、半分近いウエイト、少ないところでも三分の一ぐらいのウエイトを持つてこういう機械を地方自治団体が貸与しておるわけですね。そうすると、産炭地振興法を作り、事業団を作つて国がやる場合、地方自治団体でもそこまでいっておるのですから、せめて建物の問題は、今年度予算の場合には、一応積算の基礎要件というのがあるわけですから、入つていないという問題は別にしても、これはやはり立法趣旨からいって、考へていかなければならぬ問題じゃないか。そういう建物ができると、北海道の場合ですと、今度は工作機械の一部は道から貸与してもらふといふことで、条件を整えて無理にでも来てもらふといふことがやはり積極的に考へられていかなければ、なかなか実効が上がるのではないかと、こういふ気がするわけですね。今の局長の答弁のように、そういうことは法律上には含まれておると理解をされるべきであるが、しかし、実際運用としては含まれていない、それは融資で片づけるんだという態度であつては、私は、どうも立法の趣旨からいって、消極的ではないかという気がするのです。これは今年の問題とは切り離して、来年度以降の問題を想定した場合に、これはもちろん業務方法書等でそれぞれ具体的にさらに明確になることだと思ふのですが、その業務方法書を作る、政令でその要件を定める場合においても

これは関連がある問題なので、すべて聞いておかなければならぬ問題だと思ふのです。この点も少し見解を詰めて承つておきたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 その点は一つ今後十分検討したいと思ひます。

○岡田(利)委員 特にこの点は、今私が例をあげましたように、福岡県ではどういふことをやっておるか知りませんが、今日言つたようなことがある程度行なわれているのじゃないかと思ひます。そうすると、国の施策と産炭地の府県の施策というものが相マツチして、よりこの法律の目的とするところが効果が上がるというところになりますので、そういう点、特に、もし必要であれば、自治省あたりからそういう点についての資料等も集めて御検討願ひたいと思ひます。

あと一、二点でやめますが、事業団の成立について役員の構成等が考へられておるわけなのですが、これは大臣が理事長を任命する、理事長が理事をそれぞれ任命する、理事長と監事だけは大臣が任命するようになつておるわけですね。それで、北方協会といつて、北方の見舞金十億円の案件には、これは論議の過程で、北海道知事が協会の会長になることが望ましいという政府見解が実は内閣委員会でも示されておるわけなんです。ですから、あなたが人事の問題を聞くことは当を得ていないといふことにならぬと私は思ふのです。この点、特に産炭地事業団という特殊な面からいって、何か理事長等については予定されておる人選があるのかないのか、あるいはまた、これらの点について、単に炭鉱の経営者がいいというわけにはなかないかぬ問題で

すから、そういう点について特にあれば承つておきたい。

○森(清)政府委員 この問題はまだ全然検討しておりません。なかなかむずかしい人事でございますので、寄り寄り考へてはいるのでございしますけれども、結論に至っておりません。

○岡田(利)委員 最後に、これは質問というより要望になるわけなのですが、私の質問で特に強調したことは、九州のいわゆる筑豊炭田地帯の疲弊している産炭地の振興について、当面重点的に対策を立てなければならぬし、その点優先されなければならぬという趣旨は、理解するわけなんです。しかし、本法は五年の臨時期限立法である、しかも産炭地全体に及ぼすという前提に立つてこの立法がなされておる。さらにまた、すでに産炭地振興法の二条、六条の指定というものはなされておるわけですね。そうしますと、これからの問題として、単に、重点的にその方向に向ける、あるいは優先するからといって、他の地域が不利がしろになるという点については、どうも私は承服ができないわけですね。それに伴つて、単に疲弊している産炭地域といふことは、これはやはり立法の生まれてきた土壤なり、条件なり、客観的な情勢なりで一応こういう趣旨をとつておるが、しかし、実際にはやはり今日行なわれておる石炭産業の合理化と関連のある立法なので、それから、その面は、目的にどういたつたか、現実の問題としてそういう性格は強く持つておると私は考へるわけですね。そうしますと、当然、これは疲弊してしまつたとこの産業再開というだけでなくして、産炭地が将来疲弊しない前にどう

して安定するか、こういう面も側面的に当然に含まれていかなければならぬし、そういう面では、やはり調査はある程度行なわれているとしても、実施のための調査ということは、当然今から計画的に行なわれていかなければならぬ問題ではないか、こういう点を私は強く感ずるわけです。従って、そういう面で、特に最大の産炭地である北海道の面もお忘れにならないように、政令をきめる場合、あるいはまた、実際のそういう運用の面で考えてもらいたいし、なお、具体的には政令で定める要綱が出されたような場合、私は若干この点も少しはつきりした見解を承っておきたいという工合に考えますので、この点を特に要望しまして終わりたいと思います。

○有田委員長 次会は明後日木曜日を予定しておりますが、正確なところは公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

昭和三十七年三月三日印刷

昭和三十七年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局